

# 公益社団法人三重県獣医師会

## 役員立候補規程

### (目的)

第1条 公益社団法人三重県獣医師会定款第26条第5項の規定に基づく役員の立候補については、この規程の定めるところによる。

### (立候補の方法)

第2条 理事及び監事の立候補の方法は次のとおりとする。

- (1) 10名以上の会員の推薦
- (2) 理事会の推薦

### (立候補の届出)

第3条 役員に立候補しようとする正会員は、第2条の方法による推薦を得て、役員改選総会の30日前までに別に定める立候補届を選挙管理委員長に提出しなければならない。

### (選挙管理委員)

第4条 会長は役員改選総会の60日前までに正会員の中から選挙管理委員5名以上12名以内を理事会の承認を得て選任する。

### (選挙管理委員会の構成)

第5条 選挙管理委員会は、前条で選任された委員をもって構成する。

- 2 選挙管理委員会に、委員長1名、副委員長1名を置き、委員の互選によりこれを選任する。

### (選挙管理委員会の職務)

第6条 選挙管理委員会は次の各号の職務を行う。

- (1) 選挙告示
  - (2) 立候補の受理
  - (3) 総会における選挙管理
- 2 前項の選挙告示の期間は、告示の日から30日間（告示の日を含む。）とする。
  - 3 第1項の総会における選挙管理とは、総会会場における投票管理及び開票（挙手による場合の会員数の確認及び議決権の代理行使の確認を含む。）及び書面による議決権の行使の確認とする。

第7条 委員長は、前条の定めによる立候補の届出を締め切った後、遅滞なく委員会を開催し、各立候補者について第2条に定める条項に規定する内容を審議し、役員立候補者を決定する。

### (改 廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の議決による。

### 附 則

- 1 この規程は公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 令和4年3月17日 一部改正(第4条 選挙管理委員数の改正)